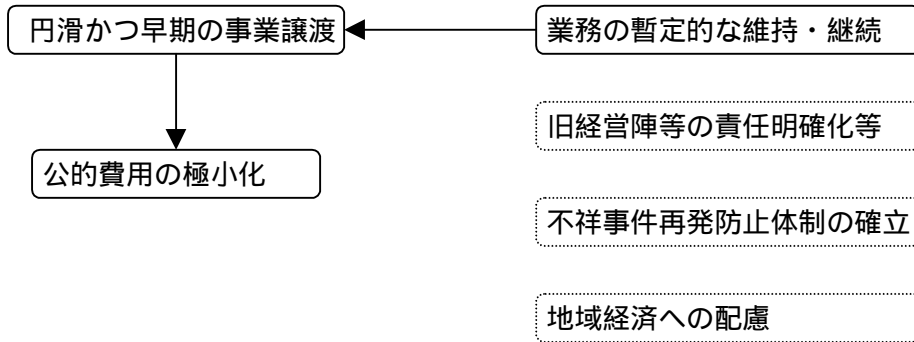


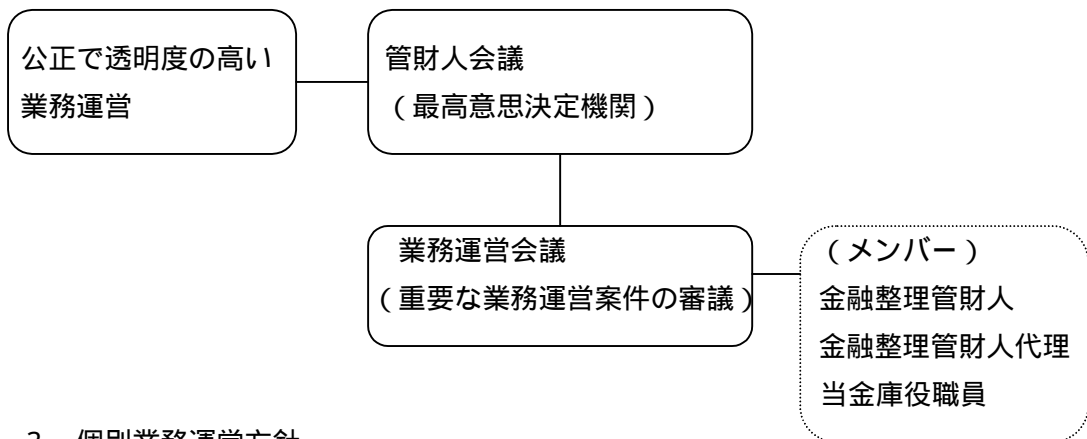
「業務及び財産の管理に関する計画」の骨子

・「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針



・業務の暫定的な維持継続に係る方針

1. 基本運営方針
2. 管財人会議・業務運営会議の設置



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努める

債務者区分別与信方針

「正常先」…… 企業の信用力や案件の妥当性を十分に審査し、資金需要に応える。

「要注意先」…… 債務者の債務履行状況、財務内容の健全性および回収の確実性を十分に審査し、適切に対応する。

「破綻懸念先」・「実質破綻先」・「破綻先」…… 原則与信は実行しない

「純新規先」…… 原則与信は実行しない

資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応する

与信残高上限

「正常先」……原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものとする

「要注意先」……原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとする

与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性ならびに収益性等に十分留意し適切な運営を行う

(2) 資金調達業務運営方針

適切かつ正確な情報の提供を行い、当金庫に対する信用の回復に努める
資金繰りを的確に把握し、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、
流動性の高い資産の売却等によって資金の確保に努める
調達金利、期間等については、適切な運営を行う

(3) 投資業務運営方針

業務上必要不可欠な有価証券等に限り保有するものとする

(4) 経費運営方針

業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営を行う

(5) その他の業務の運営方針

公金業務、内国為替等の業務は、金融仲介機能ならびに取引基盤の維持の観点から継続する。

・事業譲渡を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

平成11年11月20日理事長が辞任

平成11年12月1日専務理事1名、常務理事1名をそれぞれ非常勤理事(無報酬・無賞与)に降格、常勤理事1名(本店長)はこれまで支給していた役員報酬分をカット、非常勤理事3名、監事2名については役員賞与のみを支給していたが、とりやめ

(2) 役員退職慰労金

上記の理事長および他の代表役員について一切支給せず

平成11年に退職した代表役員(1名)への慰労金については、自主的な返還請求を

検討

2. 本部組織の改正

業務の合理化・効率化の観点から、平成 11 年 12 月 1 日付で組織改正を実施
(3 部 1 室 7 課 3 課 1 室)

3. 経費の削減

賞与削減、物件費の節減等により、ピーク比 18% 減を目標

[人件費・物件費推移と削減目標]

(単位：百万円)

	9 年 3 月期 実績	10 年 3 月期 実績	11 年 3 月期実 績	12 年 3 月期実 績予想	13 年 3 月期 目標値	ピーク比
人件費	507	518 (ピーク)	511	462	413	105 (20%)
物件費	238	240	256 (ピーク)	260	214	42 (16%)
営業経費	756	768	778 (ピーク)	742	639	139 (18%)

(注) 営業経費 = 人件費 + 物件費 + 税金

4. 店舗統廃合

必要に応じ統廃合等を検討・実施する

5. 保有資産の処分

業務運営上必要不可欠なものを除き処分する

6. 新たな内部管理体制の確立

不祥事件の再発防止策として、事務の厳正化、相互牽制を徹底する

臨店指導や業務改善委員会による事務改善の取組、諸規定等の勉強会を実施する

. 法令等の遵守

コンプライアンスについては、マニュアルの配布、説明会・勉強会等により周知徹底を図る

. 金融再生法第 18 条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

・旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく
民事提訴、刑事上の告訴、告発
・不正事件の調査および不正流出資金の回収

内部調査事務局の設置
(管財人直轄)